

電子商取引に関する共同声明（仮訳）

世界貿易機関（WTO）の加盟国であるアルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、バーレーン、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、エルサルバドル、欧州連合、ジョージア、ホンジュラス、香港、アイスランド、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、クウェート、ラオス、リヒテンシュタイン、マレーシア、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、ミャンマー、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、カタール、ロシア、シンガポール、スイス、台湾、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国及びウルグアイを代表する閣僚は、

ブエノスアイレスでの第11回WTO閣僚会議以降の電子商取引に関するWTOにおける交渉に向けた進展を歓迎する。

我々は、電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOにおける交渉を開始する意思を確認する。

我々は、可能な限り多くのWTO加盟国の参加を得て、WTOにおける既存の協定及び枠組みを基礎とする高い水準の成果を達成することを目指す。

我々は、電子商取引に関し、途上国及び後発開発途上国を含む加盟国並びに零細・中小企業が直面する特有の機会及び課題を認識し、考慮する。

我々は、全てのWTO加盟国に対し、ビジネス、消費者及び世界経済にとっての電子商取引の利益を更に増大させるために参加するよう引き続き奨励する。